

農業データ連携基盤（WAGRI）利用規約

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

制定：2019年4月17日

改定：2020年4月1日

改定：2021年4月1日

改定：2022年4月1日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」といいます。）は、農業の担い手がデータを使って、生産性の向上や経営の改善に挑戦できる環境を提供します。農研機構の内外のビッグデータと、農業 AI 研究の成果を、アプリケーションソフトとして農業データ連携基盤（WAGRI）（以下、「WAGRI」といいます。）を介して提供します。本規約は、農研機構が WAGRI を介して提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

第1条（適用）

本規約は、本サービスの利用に関し、農研機構と登録利用者の間に適用されます。登録利用者が WAGRI を介して本サービスの提供を受ける場合、本規約に同意することを条件とします。

なお、本規約以外に個別規約（登録利用者が WAGRI にデータ提供をする場合のデータ提供利用規約等を意味します。）が用意されている場合で、個別規約の内容が本規約と矛盾抵触している場合には、その限りで個別規約が本規約に優先して適用され、個別規約に定めがないものについては本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 登録利用者

本規約に同意の上、WAGRI の利用者 ID の払い出しを受けた法人、団体、組合、又は個人をいいます。

(2) 運用管理者

本サービスの利用に関する管理者権限を有し、登録利用者の権限設定等を行う関係者をいいます。

(3) 利用者 ID

利用登録の際に運用管理者より払い出される、WAGRI を利用するための利用者識別情報をいいます。

第3条（利用登録）

本サービスにおいては、利用希望者が本規約に同意の上、農研機構の定める方法によって利用登録を申請し、農研機構がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。農研機構は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

(1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合

(2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合

(3) 第12条第2項各号に掲げるいずれかの者に該当する場合

(4) その他、農研機構が利用登録を相当でないと判断した場合

2 利用登録に際して誤った事項又は不正確な事項を届け出た場合、農研機構は当該事項に従って登録利用者を扱えば足り、そのことによって生じた損害について責任を負いません。

第4条（利用者 ID 及びパスワードの管理）

登録利用者は、自己の責任において、本サービスの利用者 ID 及びパスワードを適切に管理するものとします。登録利用者は、第三者に本サービスを利用した業務の全部又は一部を委託する場合は、当該委託先が行う行為について一切の責任を負うものとします。農研機構は、利用者 ID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その利用者 ID を登録している登録利用者自身による利用とみなします。

第5条（利用料及び納付方法）

登録利用者は、農研機構が別表で定める本サービスの利用料を、農研機構の定める方法により納付するものとします。ただし、登録利用者と農研機構が協議して決定した場合は、その決定した方法によるものとします。

2 本サービスを利用するために必要となる通信費及び通信機器等は、登録利用者の負担と責任により準備するものとします。

第6条（サービス利用上の注意事項）

本サービスの利用にあたって登録利用者は、本規約及び別途定める利用上の注意事項に従い、適切に利用するものとします。

第7条（禁止事項）

登録利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為
- (2) 本規約及び個別規約に違反する行為
- (3) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- (4) 本サービス上で許諾されていない行為
- (5) 本サービスのサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (7) 他の登録利用者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (8) 他の登録利用者に成りすます行為
- (9) その他、農研機構が不適切と判断する行為

2 登録利用者が、前項の規定のいずれかの事由に該当した場合、又は該当すると農研機構が判断した場合、農研機構は当該登録利用者に対する何らの事前の催告・通知なく、本サービスの提供を一時停止し、退会処分とし、又は本サービスの利用を停止することができます。また、農研機構が禁止行為の有無を判断し又は再発防止をするために、登録利用者に情報提供や面談等の協力を要請した場合には、登録利用者はこれに従うものとします。

第8条（本サービスの提供の中止等）

農研機構は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、登録利用者に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は中断することができます。

- (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合
- (2) 地震、落雷、火災、停電又は天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (3) コンピュータシステム又は通信回線等が事故により停止した場合
- (4) 特定の登録利用者による大量のデータダウンロードが確認されるなど、サービスの提供に支障が生じる可能性があるとして判断した場合
- (5) その他、農研機構が本サービスの提供が困難と判断した場合

2 登録利用者は、前項第1号から第5号までのいずれかの事項が発生した場合には、利用中のデータ及び農研機構が管理中のデータが喪失する可能性があることを認識し、かつ承諾することとします。

第9条（データの保全・復旧）

登録利用者は、WAGRI に登録したデータの全てについて、自己の責任において提供し、また保存・管理します。農研機構は可能な限りシステムの可用性を高め、バックアップを取得しデータを保護するよう努めますが、完全なデータの保全・復旧について保証するものではありません。

第10条（退会）

退会をする登録利用者は、農研機構の定める方法によって退会を申請し、農研機構がこれを承認することによって、退会手続が完了するものとします。

- 2 退会手続の完了以後、当該登録利用者は本サービスを利用することができなくなります。
- 3 農研機構は、第7条及び第12条に規定する場合のほか、登録利用者が本規約に違反したと判断した場合であって、登録利用者に催告をしたにもかかわらず、合理的期間内に違反状態が是正されなかった場合には、登録利用者の利用者 ID を直ちに無効化するとともに、当該登録利用者を退会処分とすることができるものとします。

第11条（免責事項）

農研機構は、登録利用者が本サービスを利用し、又は本サービスを利用できなかったことに基づき発生した損失、損害（第三者に与えた損害を賠償した場合の求償を含む）について、一切の責任を負わないものとします。また、農研機構は、WAGRI 及び本サービスの提供に関し、明示又は黙示のいかんを問わず、いかなる表明保証もしないものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

登録利用者は、現在及び将来において、次項各号に掲げるいずれかの者に該当しないことを表明し、保証するものとします。

- 2 登録利用者が、以下のいずれかに該当することが判明した場合には、農研機構は登録利用者の利用者 ID を直ちに無効化するとともに、当該登録利用者との間で本規約を解除し、当該登録利用者を退会処分とします。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなつてから 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は経営に実質的に関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係（資金提供、利益供与及び密接交際を含む。）を有する者

3 登録利用者が以下の各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合又は農研機構がかかる行為があったものと合理的に認定した場合、農研機構は前項と同様の措置をとることができるものとします。

- (1) 暴力的要求行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 9 条各号に定める行為をいう。）
- (2) 暴行、強迫、強要、業務妨害行為及びその他これに類する違法行為
- (3) 前各号のほか、不当な要求行為

4 前各項の規定に基づき、利用者 ID の無効化、本規約の解除又は退会処分がなされたことにより登録利用者に損害が発生した場合でも、登録利用者は農研機構に対して名目のいかんを問わず何らの損害賠償を請求することができないものとし、農研機構もかかる損害賠償の責を負わないものとします。

第 1 3 条（利用規約の変更）

農研機構は、必要と判断した場合には、登録利用者に変更内容を通知するか農研機構の WEB サイト上で変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。

2 農研機構が本規約の内容を変更し、その変更内容を登録利用者へ通知又は告知した場合で、登録利用者が通知又は告知において指定された期日以降に本サービスを利用した場合、登録利用者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第 1 4 条（個人情報取扱）

農研機構は、規約同意書 兼 利用申請書に記入された個人情報を、運営に関する事務作業、各種情報提供等の目的で利用します。また、個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、記入された情報を適切に管理します。

2 農研機構は、法令に定める場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

第 1 5 条（権利義務の譲渡禁止）

登録利用者は、農研機構の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。また、登録利用者は、本サービスの利用の結果取得したデータを第三者に提供し又は第三者と共同利用し、それを担保に供してはならないものとします。ただし、登録利用者自らが WAGRI に提供したデータはこの限りではないものとします。

第 1 6 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。本サービスに関して、農研機構を当事者とする紛争が生じた場合には、農研機構の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約の制定・施行日は、2019年4月17日とする。

附則

本規約の施行日は、2020年4月1日とする。

附則

本規約の施行日は、2021年4月1日とする。

附則

本規約の施行日は、2022年 x月 x日とする。

別表（第5条1項関係）

利用料

課金単位	月額利用料
データ利用・1クライアントあたり	40,000 円

備考

- 1) 月額利用料の金額は、消費税相当額を含まない金額です。
- 2) 利用料は当月に請求書を発行し、送付します。また、請求書発行の 60 日後を支払い期限とします。
- 3) 別途申請により年度内の利用料を一括で支払うことができますが、原則として当該年度中に退会はできず、また支払済の利用料については返還しません。
- 4) 退会月の利用料については返還しません。
- 5) 農研機構が特に認めた場合、一定期間、登録利用者の利用料を割引く、または無料とすることがあります。
- 6) 月額利用料内でのデータ転送（上り/下り合計）には以下の制限があり、その制限を超過した場合には追加料金が発生します。なお、希望する登録利用者には、前日のデータ転送量および当月前日までの累積データ転送量を、1日1回WAGRIシステムよりメールで配信します。

一か月あたりのデータ転送量の制限	追加料金
20GB/月	2,000円/GB

- 7) WAGRI内にデータを蓄積する場合は、50GBを上限とします。50GBを超過する場合は、別途農研機構と協議するものとします。
- 8) クライアントとは、WAGRIにアクセスする登録利用者側のシステムを指し、1クライアントの範囲は、アクセス元IPアドレスに基づいて登録利用者と農研機構が協議の上決定します。

別表（第6条1項関係）

利用上の注意事項

システムの利用制限	
払い出し ID 数	システムの負荷状況に応じて払い出しを制限する場合があります。
API のリクエスト回数	システムの負荷状況に応じてリクエストを制限する場合があります。
データダウンロード量	システムの負荷状況に応じてデータのダウンロードを制限する場合があります。
その他のシステム負荷状況による制限	システムの負荷状況に応じてその他一部の機能を制限する場合があります。
非利用期間による制限	1年以上の長期間利用のない利用者 ID については、一時停止させていただく場合があります。